

決 定 要 旨

被 審 人（住所） 高知県
（氏名） A

上記被審人に対する平成28年度（判）第13号金融商品取引法違反審判事件について、金融商品取引法（以下「法」という。）第185条の6の規定により審判長審判官高橋良徳、審判官城處琢也、同君島直之から提出された決定案に基づき、法第185条の7第1項の規定により、下記のとおり決定する。

記

1 主文

被審人に対し、次のとおり課徴金を国庫に納付することを命ずる。

- (1) 納付すべき課徴金の額 金167万円
- (2) 課徴金の納付期限 平成28年11月16日

2 事実及び理由

課徴金に係る法第178条第1項各号に掲げる事実、法令の適用及び課徴金の計算の基礎は、別紙のとおりである。

被審人は、第1回の審判の期日前に、課徴金に係る法第178条第1項第16号に掲げる事実及び納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書を提出しており、上記事実が認められる。

平成28年9月15日

金融庁長官 森 信 親

(別紙1)

1 課徴金に係る法第178条第1項各号に掲げる事実

法第178条第1項第16号に該当

被審人は、B社の役員であるが、平成27年3月12日、その職務に関し、各種タイヤ及び各種ゴム製品の製造、加工並びに販売等を目的とし、その発行する株式が東京証券取引所市場第一部に上場されている東洋ゴム工業株式会社（以下「東洋ゴム」という。）が設置した免震ゴム問題対策本部の業務に従事する、東洋ゴムの連結子会社である東洋ゴム化工品株式会社（以下「東洋ゴム化工品」という。）の社員であるCが職務に関し知り、その後、B社の他の役員であるDが職務上伝達を受けた、東洋ゴムが、建築基準法第37条第2号の国土交通大臣認定（以下「大臣認定」という。）を受けた性能評価基準に基づき、東洋ゴム化工品を通じて製造、販売していた「高減衰ゴム系積層ゴム支承」の一部が、同性能評価基準に適合しておらず、また、一部の性能評価基準に対する大臣認定を技術的根拠のない申請により受けていたことが確認された旨の、東洋ゴムの運営、業務又は財産に関する重要な事実であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼす事実を知りながら、法定の除外事由がないのに、上記事実の公表がされた平成27年3月13日午後3時20分頃より前の同日午前10時22分頃、E証券株式会社を介し、東京都中央区日本橋兜町2番1号所在の株式会社東京証券取引所において、自己の計算において、東洋ゴム株式合計2500株を売付価額合計693万9800円で売り付けたものである。

(別紙2)

2 法令の適用

法第175条第1項第1号、第166条第3項後段、第1項第1号、第2項第4号、第176条第2項

3 課徴金の計算の基礎

別紙1に掲げる事実につき

- (1) 法第175条第1項第1号の規定により、当該有価証券の売付けについて当該有価証券の売付けをした価格にその数量を乗じて得た額から業務等に関する重要事実の公表がされた後2週間における最も低い価格に当該有価証券の売付けの数量を乗じて得た額を控除した額。

$$\begin{aligned} & (2,775 \text{ 円} \times 1,100 \text{ 株} + 2,776 \text{ 円} \times 700 \text{ 株} + 2,777 \text{ 円} \times 500 \text{ 株} + 2,778 \text{ 円} \times 200 \text{ 株}) \\ & - (2,107 \text{ 円} \times 2,500 \text{ 株}) \\ & = 1,672,300 \text{ 円} \end{aligned}$$

- (2) 法第176条第2項の規定により、上記(1)で計算した額の1万円未満の端数を切捨て、1,670,000円。